

東広島市告示第72号

東広島市介護分野研修個人向け助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市介護分野研修個人向け助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における介護サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第1項に規定する介護サービスをいう。以下この条において同じ。）に従事する者に係る人材の確保、職場への定着及び介護サービスの質の向上に資するため、研修を自ら受講し介護事業所等へ就労する者に対して東広島市介護分野研修個人向け助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所等 介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設であって本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 対象研修 次に掲げる研修をいう。
 - ア 介護職員初任者研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。）
 - イ 生活援助従事者研修（介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。）
 - ウ 実務者研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において行われる介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得するための課程をいう。）

(助成金の交付)

第3条 市は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「助成対象者」という。）に対し、その申請により、予算の範囲内で、助成金を交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
 - (2) 対象研修を自ら受講し、修了している者
 - (3) 申請時において、対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内である者
 - (4) 申請時において介護事業所等に在職している者であって、その在職期間のうちに当該介護事業所等に継続勤務した期間の月数が3月以上であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第1項に掲げる費用の全部又は一部について、市が実施する他の制度に基づく補助金、助成金その他の金銭の給付を受けている場合は、助成金の交付を受けることができない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者1人につき、当該対象研修の受講に要した費用の総額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項に掲げる費用の額には、次に掲げる費用の額を含まないものとする。

- (1) 自主的な学習に用いる図書の購入費
- (2) 交通費
- (3) 宿泊費
- (4) 飲食に要する費用
- (5) 受験のための学校、通信教育の受講に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

3 国、地方公共団体（本市を除く。）その他の機関から第1項に掲げる費用に関し補助金、助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、当該費用の額から当該給付を受けた額を控除する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、東広島市介護分野研修個人向け助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項に掲げる費用の額を明らかにする書類
 - (2) 対象研修を受講した助成対象者が介護事業所等と雇用関係にあることを確認することができる書類
 - (3) 助成対象者が交付決定に係る対象研修を修了したことを証する書面の写し
 - (4) 対象研修の実施に関する事務を行う機関が当該助成対象者に宛てて発行した領収証の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 一の助成対象者に係る第1項の規定による申請は、第2条第2号アからウまでに掲げる研修区分ごとに、それぞれ1回に限りすることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱で定める書類の様式その他助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。